

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰越金		11,760
	1 繰越金	11,760
2 諸収入		84,312
	1 貸付金元利収入	84,312
歳入合計		96,072

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 民生費		96,072
	1 母子父子寡婦福祉資金	96,072
歳出合計		96,072

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき実施する母子及び父子並びに寡婦に対する技能習得資金、生活資金、修学資金及び修業資金等の貸付け	令和3年度 ～令和8年度	千円 290,844
	年次別内訳	
	令和3年度	48,474
	令和4年度	48,474
	令和5年度	48,474
	令和6年度	48,474
	令和7年度 令和8年度	48,474 48,474

令和2年度熊本県収入証紙特別会計予算

令和2年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,800,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 2,800,000
	1 証 紙 収 入	2,800,000
歳 入 合 計		2,800,000

歳 出		
款	項	金 額
1 諸 支 出 金		千円 2,800,000
	1 繰 出 金	2,800,000
歳 出 合 計		2,800,000

令和2年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

令和2年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 329,078千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		22,054
	1 使 用 料	22,054
2 財 産 収 入		181,710
	1 財 産 運 用 収 入	157
	2 財 産 売 払 収 入	181,553
3 繰 入 金		65,572
	1 一 般 会 計 繰 入 金	56,732
	2 基 金 繰 入 金	8,840
4 繰 越 金		59,742
	1 繰 越 金	59,742
歳 入 合 計		329,078

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 329,078
	1 高 等 学 校 費	329,078
歳 出 合 計		329,078

令和2年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

令和2年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,078,550千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		812,152
	1 使 用 料	812,152
2 国庫支出金		34,000
	1 国庫補助金	34,000
3 財産収入		137,500
	1 財産売却収入	137,500
4 繰入金		672,761
	1 一般会計繰入金	672,761
5 繰越金		55,888
	1 繰越金	55,888
6 諸収入		11,649
	1 雑 入	11,649
7 県 債		1,354,600
	1 県 債	1,354,600

款	項	金 額
		千円
歳 入 合 計		3,078,550

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		1,093,810
	1 港 湾 費	1,093,810
2 公 債 費		1,984,740
	1 公 債 費	1,984,740
歳 出 合 計		3,078,550

第2表 債務負担行為 設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
1 物流拠点機能向上事業 (小口貨物取扱施設) 八 代 市	令和3年度 ～令和4年度	千円 400,000	
	年次別内訳		
	令和3年度 令和4年度	200,000 200,000	
2 物流拠点機能向上事業 (ストラドルキャリア) 八 代 市	令和3年度	75,000	

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">1,354,600</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%</p> <p>以 内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。</p>

令和2年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

令和2年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,378千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		15,109
	1 財 産 運 用 収 入	15,109
2 繰 入 金		49,072
	1 基 金 繰 入 金	49,072
3 繰 越 金		21,197
	1 繰 越 金	21,197
歳 入 合 計		85,378

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円
		85,378
	1 港 湾 費	85,378
歳 出 合 計		85,378

令和2年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

令和2年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,240,763千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		728,895
	1 財 産 売 払 収 入	728,895
2 繰 入 金		751
	1 一 般 会 計 繰 入 金	751
3 繰 越 金		111,117
	1 繰 越 金	111,117
4 県 債		400,000
	1 県 債	400,000
歳 入 合 計		1,240,763

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 400,000
	1 都 市 計 画 費	400,000
2 公 債 費		840,763
	1 公 債 費	840,763
歳 出 合 計		1,240,763

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>国庫補助街路用地 先行取得事業費</p>	<p>400,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 15年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>

令和2年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

令和2年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,032,603千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 国庫支出金		76,920
	1 国庫補助金	76,920
2 財産収入		554
	1 財産運用収入	554
3 繰入金		38,460
	1 一般会計繰入金	38,460
4 繰越金		40,598
	1 繰越金	40,598
5 諸収入		876,071
	1 貸付金元利収入	876,071
歳 入 合 計		1,032,603

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円
		1,032,603
	1 育 英 資 金	1,032,603
歳 出 合 計		1,032,603

令和2年度熊本県林業改善資金特別会計予算

令和2年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 813,357千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円
		989
	1 一般会計繰入金	989
2 繰 越 金		269,636
	1 繰 越 金	269,636
3 諸 収 入		542,732
	1 貸付金元利収入	376,482
	2 雑 入	166,250
歳 入 合 計		813,357

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 812,763
	1 林 業 改 善 資 金	812,763
2 諸 支 出 金		594
	1 繰 出 金	594
歳 出 合 計		813,357

令和2年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和2年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,665千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		963
	1 一般会計繰入金	963
2 繰 越 金		64,139
	1 繰 越 金	64,139
3 諸 収 入		91,563
	1 貸付金元利収入	91,563
歳 入 合 計		156,665

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		156,665
	1 沿岸漁業改善資金	156,665
歳 出 合 計		156,665

令和2年度熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計予算

令和2年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,036,568千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 越 金		千円
		296,849
	1 繰 越 金	296,849
2 諸 収 入		739,719
	1 貸付金元利収入	739,719
歳 入 合 計		1,036,568

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 966,568
	1 市町村振興資金	966,568
2 諸 支 出 金		70,000
	1 繰 出 金	70,000
歳 出 合 計		1,036,568

令和2年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

令和2年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,081千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		26,970
	1 財 産 運 用 収 入	26,970
2 繰 入 金		22,740
	1 一 般 会 計 繰 入 金	22,740
3 繰 越 金		18,371
	1 繰 越 金	18,371
歳 入 合 計		68,081

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 29,338
	1 工 鉱 業 費	29,338
2 公 債 費		19,827
	1 公 債 費	19,827
3 諸 支 出 金		18,916
	1 繰 出 金	18,916
歳 出 合 計		68,081

令和2年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
 令和2年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算は、
 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,928,969千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 チ ッ ソ 貸 付 費		115,879
	1 諸 収 入	115,879
2 水 俣 病 問 題 解 決 支 援 費 財 団 出 資 費		276,268
	1 繰 入 金	276,268
3 支 援 措 置 費		1,780,358
	1 国 庫 支 出 金	420,730
	2 繰 入 金	1,255,628
	3 県 債	104,000
4 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費		756,464
	1 繰 入 金	756,464
歳 入 合 計		2,928,969

歳 出		
款	項	金 額
1 チ ッ ソ 貸 付 費		千円 536,609
	1 公 債 費	536,609
2 水 俣 病 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		276,268
	1 公 債 費	276,268
3 支 援 措 置 費		1,359,628
	1 環 境 費	104,000
	2 公 債 費	1,255,628
4 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費		756,464
	1 公 債 費	756,464
歳 出 合 計		2,928,969

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
<p>チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">104,000</p>	<p>(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>

令和2年度熊本県公債管理特別会計予算

令和2年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,038,862千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		247,961
	1 財 産 運 用 収 入	247,961
2 繰 入 金		59,860,543
	1 一 般 会 計 繰 入 金	34,313,543
	2 基 金 繰 入 金	25,547,000
3 県 債		64,930,358
	1 県 債	64,930,358
歳 入 合 計		125,038,862

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円 125,038,862
	1 公 債 費	125,038,862
歳 出 合 計		125,038,862

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円 64,930,358	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

令和2年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,066,982千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1	分担金及び負担金	57,889,119
	1 負 担 金	57,889,119
2	国庫支出金	59,181,816
	1 国庫負担金	38,144,635
	2 国庫補助金	21,037,181
3	財産収入	11,140
	1 財産運用収入	11,140
4	繰入金	12,137,366
	1 一般会計繰入金	12,057,366
	2 基金繰入金	80,000
5	繰越金	124,967
	1 繰越金	124,967
6	諸収入	62,722,574
	1 雑 入	62,722,574

款	項	金 額
		千円
歳 入 合 計		192,066,982

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 民 生 費		192,047,280
	1 社 会 福 祉 費	192,047,280
2 衛 生 費		19,702
	1 公 衆 衛 生 費	19,702
歳 出 合 計		192,066,982

令和2年度熊本県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度熊本県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町村数	11市町村
(2) 年間総処理水量	30,066,250 m ³
(3) 1日平均処理水量	82,373 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 熊本北部流域下水道建設事業	419,780千円
ロ 球磨川上流流域下水道建設事業	122,100千円
ハ 八代北部流域下水道建設事業	810,820千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 流域下水道事業収益		3,601,488千円
第1項 営業収益		1,464,981千円
第2項 営業外収益		2,136,507千円
支 出		
第1款 流域下水道事業費用		3,789,002千円
第1項 営業費用		3,598,669千円
第2項 営業外費用		143,606千円
第3項 特別損失		46,727千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額425,840千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額98,037千円及び引継金327,803千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		1,531,376千円
第1項 企業債		451,400千円
第2項 補助金		776,330千円
第3項 負担金		294,785千円
第4項 長期貸付金償還金		8,861千円
支 出		
第1款 資本的支出		1,957,216千円
第1項 建設改良費		1,369,725千円
第2項 企業債償還金		578,630千円
第3項 他会計借入金償還金		8,861千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,000千円及び1,843,674千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
八代北部流域下水道建設事業 (水処理施設等) 八 代 市	令和3年度	千円 223,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	76,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他)	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな すことができる。
球磨川上流流域 下水道事業費	22,000	工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができ る。		
八代北部流域 下水道事業費	261,200	発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。		
流域下水道事業 会計借換債	92,200			
計	451,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 流域下水道事業費用

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

39,380千円

令和2年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 65,344,000kWh

(2) 主要な建設改良事業

イ 緑川発電所リニューアル事業 3,302,133千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			1,687,400千円
第1項 営業収益			1,551,128千円
第2項 営業外収益			136,272千円
	支	出	
第1款 事業費			1,949,067千円
第1項 営業費用			1,852,624千円
第2項 営業外費用			18,913千円
第3項 特別損失			37,500千円
第4項 予備費			40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額426,059千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額373,504千円及び過年度分損益勘定留保資金52,555千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			3,983,554千円
第1項 他会計からの返還金			265,554千円
第2項 企業債			3,698,000千円
第3項 荒瀬ダム関連交付金等			20,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出			4,409,613千円
第1項 建設改良費			3,968,838千円
第2項 企業債償還金			125,221千円
第3項 他会計への繰出金			265,554千円
第4項 予備費			50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
緑川発電所リニューアル関連事業	令和3年度	千円 86,880
緑川発電所設備更新事業	令和3年度	183,000
緑川第三発電所水車発電機等整備事業	令和3年度	301,531

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水力発電設備等更新事業	千円 3,698,000	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができない。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

535,872千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和2年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	40箇所
(2) 年間総給水量	9,091,785 ^m
(3) 一日平均給水量	24,909 ^m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	1,099,809千円
第1項 営業収益	764,373千円
第2項 営業外収益	335,436千円

支 出

第1款 事業費	1,178,448千円
第1項 営業費用	1,101,237千円
第2項 営業外費用	67,211千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額25,053千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,134千円及び過年度分損益勘定留保資金20,919千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	831,666千円
第1項 企業債	145,000千円
第2項 長期借入金	536,902千円
第3項 工事受託金	4,081千円
第4項 補助金	137,934千円
第5項 会計内返還金	7,749千円

支 出

第1款 資本的支出	856,719千円
第1項 建設改良費	29,564千円
第2項 企業債償還金	506,414千円
第3項 長期借入金償還金	300,741千円
第4項 予備費	20,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業 設備更新等事業	千円 13,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができる。
工業用水道事業 会計借換債	132,000			
計	145,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

78,324千円

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、164,285千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和2年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容台数 335台

(2) 年間総駐車台数 300,444台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			128,066千円
第1項 営業収益			126,737千円
第2項 営業外収益			1,329千円

	支	出	
第1款 事業費			98,844千円
第1項 営業費用			85,738千円
第2項 営業外費用			10,106千円
第3項 予備費			3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額200,000千円は、地域振興積立金200,000千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			0千円
	支	出	
第1款 資本的支出			200,000千円
第1項 他会計への繰出金			200,000千円

(積立金の目的外使用)

第5条 利益積立金のうち131,269千円を、建設改良積立金のうち34,725千円を地域振興積立金に目的外使用する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお限度額は10,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

 第1款 事業費

 第1項 営業費用

 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,444千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和2年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	150床
(2) 年間患者数	
入 院	41,975人
外 来	26,730人
(3) 一日平均患者数	
入 院	115人
外 来	110人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益		1,765,111千円
第1項 医業収益		857,786千円
第2項 医業外収益		907,325千円
	支 出	
第1款 病院事業費用		1,758,354千円
第1項 医業費用		1,709,747千円
第2項 医業外費用		48,557千円
第3項 予備費		50千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額254,584千円は過年度分損益勘定留保資金254,584千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 資本的収入		103,000千円
第1項 企業債		103,000千円
	支 出	
第1款 資本的支出		357,584千円
第1項 建設改良費		125,245千円
第2項 企業債償還金		232,339千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業設備等更新事業	千円 103,000	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,132,128千円

(2) 交 際 費 70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。